



外国人労働者雇用マニュアル

発行：東京都 青少年・治安対策本部
〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1
電話 03-5388-2279

治安対策課 検索

<http://www.seisyounen-chian.metro.tokyo.jp/chian/>

登録番号(24)38



古紙100%配合率100%再生紙を使用しています

外国人労働者 雇用マニュアル



C o n t e n t s

はじめに	1
新たな在留管理制度について	2
不法就労とは？	3
在留カードとは？	4
外国人登録証明書はどうなるの？	8
資格外活動許可とは？	9
雇用可能かどうか確認するには？(チャート図)	10
在留資格について	12
職種別の雇用可能な在留資格は	13
外国人を雇用等している方へ	14
中長期在留者の各種変更届出について	16
外国人の雇用で困ったときは	17



はじめに

外国人を雇用する事業者の皆様へ



不法滞在者の存在は、治安悪化の要因となるばかりでなく、不法滞在者自身の人権、さらには公正な経済競争にも影響を与えます。

平成15年、法務省入国管理局、東京入国管理局、警視庁及び東京都は「首都東京における不法滞在外国人対策の強化に関する共同宣言」を発表し、5年間で不法滞在者を半減させることを目指して不法滞在者対策を開始しました。

その結果、全国の不法滞在者はその5年間でおおむね半減しましたが、いまだ約7万人もの不法滞在者が存在するといわれており、これら不法滞在者の約7割は、不法就労を目的とした入国であると考えられています。

東京都は、平成21年12月、東京入国管理局、東京労働局及び警視庁とともに新たに「外国人滞在適正化連絡会議」を設置し、違法活動の取締りや各種啓発活動を推進しています。

また、平成22年からは毎年6月を「外国人適正雇用推進月間」と定め(平成23年は12月も設定)、外国人の不法就労防止及び適正雇用を一層推進するため、関係機関と協力し、集中的な啓発活動を行っているほか、平成23年から都内の各事業所を訪問して事業主に対し適正雇用を呼びかける「外国人適正雇用推進宣言事業所づくり」を開始しました。

このリーフレットは、事業者の皆様へ外国人を雇用する際の注意点について正しくご理解いただくことを目的とするとともに「不法就労を許さない環境づくり」のために作成したものです。

さらに、新しい在留管理制度が平成24年7月からスタートしていますので、それに合わせた新情報を掲載しています。



2012年7月9日 新しい在留管理制度がスタート!

不法就労とは?



新しい在留管理制度では、日本に中長期間にわたり適法に在留する外国人の方（例えば「永住者」、「日本人の配偶者等」、「人文知識・国際業務」、「留学」などの在留資格をもって在留する方）に「在留カード」が交付され、また、勤務先が変わるなどした場合、入国管理局に届出を行うことが必要になりました。一方、**在留期間の上限**がこれまでの原則3年から**最長5年**となったことや、1年以内に再入国する場合の再入国許可手続を原則として不要とする**みなし再入国許可制度の導入**なども行われました。

なお、新たな在留管理制度の導入に伴って**外国人登録制度は廃止**されています。

① 「在留カード」の交付

② 在留期間が最長5年に

③ みなし再入国許可制度の導入

④ 外国人登録制度が廃止

外国人を雇用する際には在留カードを確認してください!

確認を怠ると...

次の可能性があります!

**3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
(改正入管法第73条の2)**

在留カードの記載を確認することにより就労できるかどうかの判別が容易となったことから、外国人を雇用しようとする際に、当該外国人が**不法就労者**であることを知らなかったとしても、在留カードを確認していない等の過失がある場合には、処罰を免れません。

不法就労とは、次のようなことを言います。

1

不法残留者や不法入国者といった日本に滞在することが認められていない外国人が働くこと
(例)

- オースティや密入国した人が働くこと

2

働くことが認められていない在留資格の外国人が資格外活動許可を受けることなく働くこと
(例)

- 短期滞在の人が働くこと
- 留学生が許可を受けずに働くこと

3

働くことが認められている在留資格の外国人がその在留資格で認められた範囲を超えて仕事をする事
(例)

- 調理人が機械工場で単純労働者として働くこと



在留カードとは？



在留カードは、日本に中長期間滞在する外国人の方に対し交付されるもので、**特別永住者**の方を除き、在留カードを持っていない場合は、原則として就労できません。

在留カード交付の対象となる方（「中長期在留者」といいます） 次の①～⑥のいずれにもあてはまらない方

- ① 「3月」以下の在留期間が決定された方
- ② 「短期滞在」の在留資格が決定された方
- ③ 「外交」又は「公用」の在留資格が決定された方
- ④ 「特定活動」の在留資格が決定された亜東関係協会の本邦の事務所（台北駐日経済文化代表処等）若しくは駐日パレスチナ総代表部の職員又はその家族の方
- ⑤ 特別永住者の方
- ⑥ 在留資格を有しない方

交付の対象となる方の例

- 日本人と結婚している方
- 日系人の方
- 企業等で働いている方
- 技能実習生
- 留学生
- 永住者 など

交付の対象とならない方の例

- 旅行者
- 外交官
- 不法滞在者 など

●在留カードを所持していなくても就労できる場合があります。

●旅券に後日在留カードを交付する旨の記載がある方

入国時に在留カードが交付されるのは、新制度導入当初は、成田空港、羽田空港、中部空港及び関西空港だけで、それ以外の空港等においては、旅券に上陸許可証印がなされ、その近くに在留カード後日交付の記載がなされます（5頁参照）。

●在留カードへの切替を済ませていない方

新しい在留管理制度導入後、一定の期間、外国人登録証明書は「在留カード」とみなされます。

●「3月」以下の在留期間が付与された方

●「外交」「公用」等の在留資格が付与された方

これらの方については、旅券や在留カードとみなされる外国人登録証明書等で就労できるかどうかを確認してください。

※特に、「留学」「研修」「家族滞在」「文化活動」「短期滞在」の在留資格の方については、**資格外活動許可**を受けていない限り就労できませんので注意してください。

在留カードの見方

氏名
通称名は記載されません。

住居地
変更があった場合には裏面に記載されます。

在留資格
在留資格のない方にはカードは交付されません。

有効期間
在留カードには有効期間があります。

顔写真
在留カードの有効期間の満了日が16歳の誕生日までとなっているカードには写真は表示されません。

就労制限の有無
就労不可

在留期間（満了日）
4年3月（2018年10月20日）

資格外活動許可

- 「許可（原則週28時間以内・風俗営業等の従事を除く）」
- 「許可（資格外活動許可書に記載された範囲内の活動）」



上陸許可証印の見方

上陸(入国)した日
許可年月日: -9 JUL 2011

在留期限
在留期限: -9 JUL 2012

在留資格
在留資格: 日本人の配偶者等

在留期間
Duration: One year

上陸した港
0200100308

見本

在留カード後日交付
Residence card will be issued at a later date
日本国入国審査官
Immigration Inspector, Japan

在留カードの偽変造防止対策等



●カードを左右に傾けると、「MOJ」のホログラムが3D的に左右に動きます。



●カードを傾げると、「MOJ」の文字の周囲の絵柄がピンクからグリーンに変化します。



●写真下の銀色のホログラムは、見る角度を90°変えると、文字の白黒が反転します。



●カードを上下に傾げると、カードの左端部分がピンク色に変化します。



在留カード・特別永住者証明書が偽造されていないか確認できます

Webページを通じて在留カード等の失効番号情報が確認できます

入国管理局のホームページからリンクを経由して失効情報提供画面を参照することができます。この画面では、在留カード等の番号及び交付年月日を入力すると、入力されたカード番号の有効性を確認することができます。

在留カード等のICチップの情報を読み出すことができます

入国管理局のホームページにおいて、在留カード等のICチップに記録されている情報の読み出しに係る仕様を公開しています。

●詳しくは入管ホームページで → 在留カード仕様書

在留カードの有効期間が表面の表示と異なる場合があります

【在留カード裏面】

住居地記載欄		記載者印
届出年月日	住居地	
2014年12月1日	東京都港区港南5丁目5番30号	東京都港区長
資格外活動許可欄	在留資格更新許可欄	
許可: 原則週28時間以内・風俗営業等の従事を除く	在留資格変更許可申請中	

一般的に表面に記載された有効期間が在留カードの有効期間となりますが、表面の在留期間内に、在留資格変更許可申請又は在留期間更新許可申請をした場合には、その旨が裏面に記載され、当該申請に対する処分がなされない限り、表面の在留期間の満了日から2か月を経過する日まで有効となります。

外国人登録証明書はどなるの？



新しい在留管理制度の導入により、外国人登録制度は廃止されましたが、新しい在留管理制度の対象者（在留カードの対象となる方）が外国人登録証明書を所持しているときは、**一定の期間は、その外国人登録証明書が在留カードとみなされます。**

氏名
通称名は（ ）で記載されます。

居住地
変更があった場合には裏面に記載されます。

在留期限
更新（延長）した場合は裏面に記載されます。

外国人登録証明書の見方

見本

在留資格
変更した場合は裏面に記載されます。

次回確認（切替）申請期間
外国人登録証明書の切替を行うための期間であり、**在留期限ではありません。**

■在留カードとみなされる期間

●永住者	
16歳以上の方	2015年（平成27年）7月8日まで
16歳未満の方	2015年（平成27年）7月8日又は16歳の誕生日のいずれか早い日まで
●特定活動* *特定研究活動等により在留する方とその配偶者及び子に限りです。	
16歳以上の方	在留期間の満了日又は2015年（平成27年）7月8日のいずれか早い日まで
16歳未満の方	在留期間の満了日、2015年（平成27年）7月8日又は16歳の誕生日のいずれか早い日まで
●それ以外の在留資格* *在留カードの交付対象とならないものは除かれます。	
16歳以上の方	在留期間の満了日まで
16歳未満の方	在留期間の満了日又は16歳の誕生日のいずれか早い日まで

※外国人登録証明書上の「次回確認申請期間」の記載にかかわらず、上記のみなされる期間が、在留カードとしての有効期間となります。

在留カードを持っていない方が資格外活動許可を受けているかどうかは、「**資格外活動許可書**」や「**資格外活動許可証印シール**」で確認することができます。

見本

見本

1 職種、就労時間の制限にも注意が必要です。

2 許可の期限にも注意が必要です。

資格外活動許可について

資格外活動許可を受けることによって、就労することができますが、就労時間や就労場所に制限がありますので注意が必要です。

原則1週間に28時間以内

ただし、留学生は学則で定める長期休業期間中（夏休み等）、1日8時間以内の就労が可能です。

風俗営業等の従事を除く*

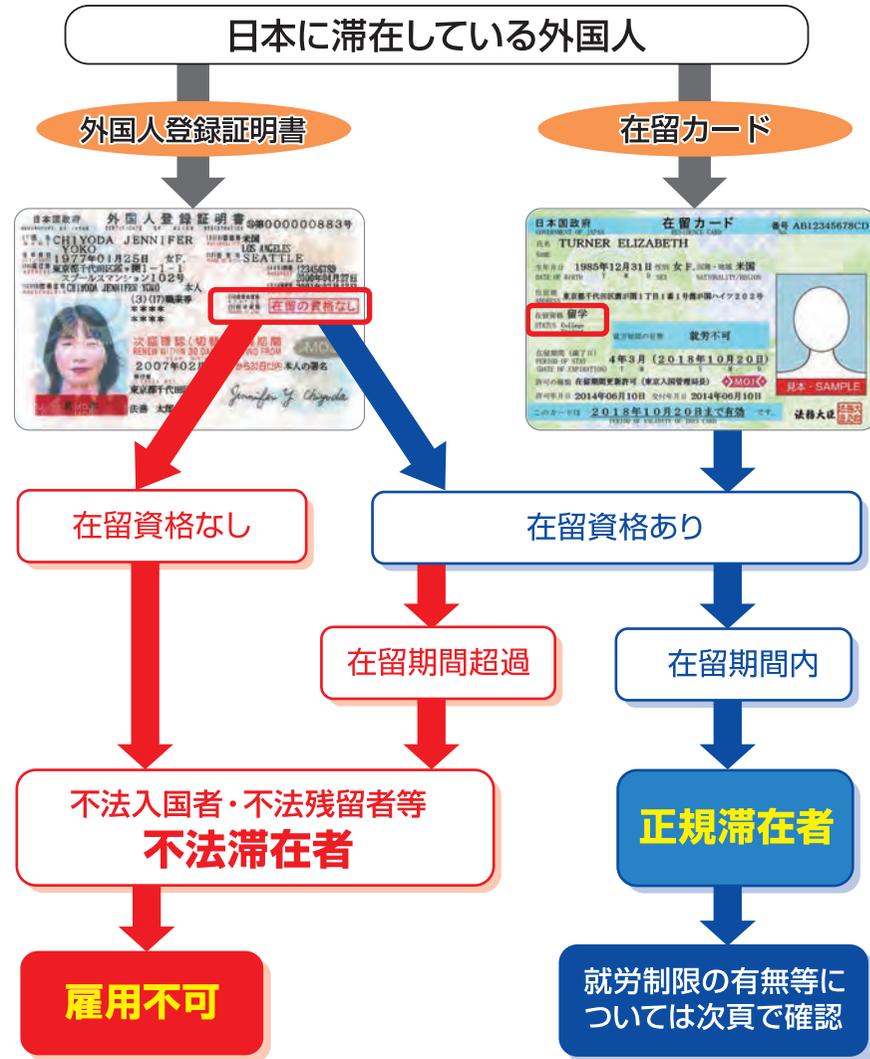
スナック、バー、遊技場、個室型ヘルス等では働くことはできません。

※風俗営業若しくは店舗型風俗特殊営業が営まれている営業所において行うもの又は無店舗型風俗特殊営業、映像送信型風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業若しくは無店舗型電話異性紹介営業への従事を除く

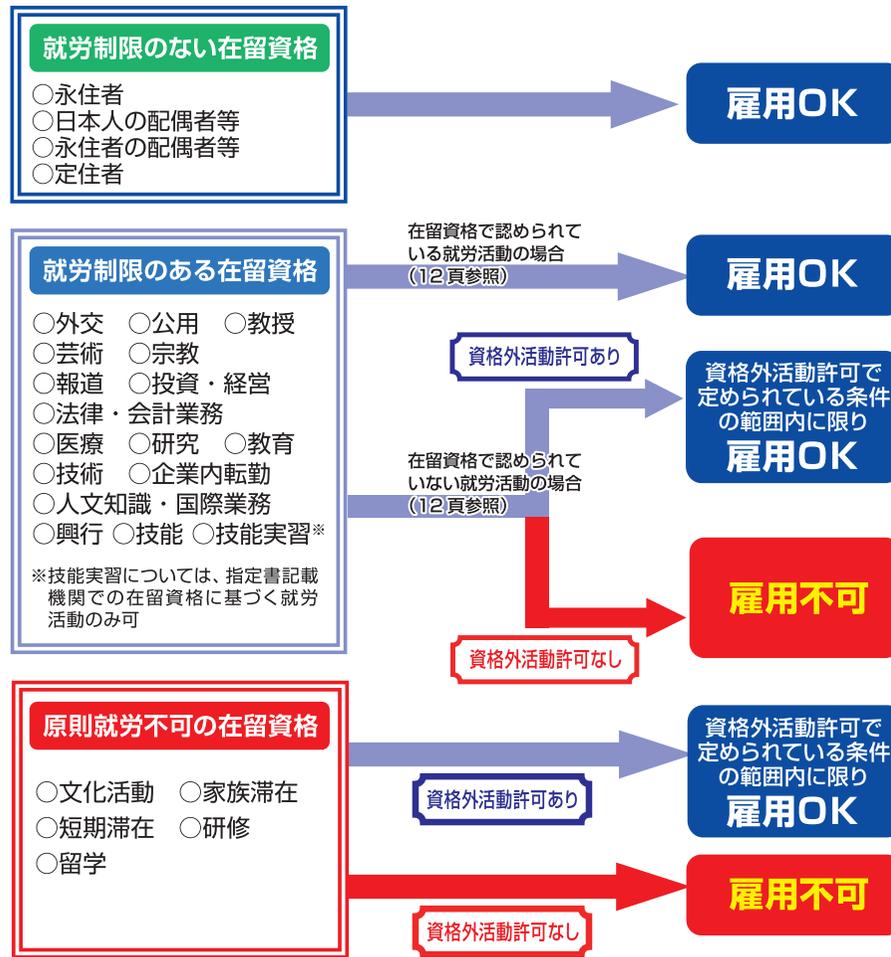
適正に雇用可能かどうか確認するには？



ポイント1 正規滞在者であるかどうかを確認



ポイント2 就労制限の有無について確認



※特定活動については、指定書の記載内容を見て就労可能かどうか(可能な場合の就労活動の範囲)を確認する必要があります。

在留資格ってどんな種類があるの？

職種別の雇用可能な在留資格は？



在留資格

該当例（職業など）

●活動に制限のない在留資格

永住者	法務大臣から永住の許可を受けた者
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・実子・特別養子
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者及び我が国で出生し引き続き在留している実子
定住者	日系3世等

●就労が認められる在留資格（活動が特定される）

外交	外国政府の大使、公使、総領事等及びその家族
公用	外国政府もしくは、国際機関等の公務に従事する者及びその家族
教授	大学教授等
芸術	作曲家、画家、著述家等
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン
投資・経営	外資系企業等の経営者・管理者
法律・会計業務	弁護士・公認会計士等
医療	医師、看護師、歯科医師等
研究	政府関係機関や企業等の研究者
教育	高等学校・中学校等の語学教師等
技術	機械工学等の技術者
人文知識・国際業務	通訳、デザイナー、企業の語学教師等
企業内転勤	外国の事務所からの転勤者
興行	俳優、歌手、ダンサー、プロスポーツ選手等
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機等の操縦者、貴金属等の加工職
技能実習	技能実習生

●就労が認められていない在留資格

文化活動	日本文化の研究者等
短期滞在	観光客、会議参加者等
留学	大学、高等専門学校、専門学校、高等学校、専修学校、各種学校等の学生、生徒
研修	研修生
家族滞在	在留外国人が扶養する配偶者・子

●就労の可否は指定される活動の内容による

特定活動	経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補等、外交官等の家事使用人、ワーキングホリデー
------	------------------------------------------------

ここでは、食品、製造及び建設関係の職業に従事できる代表的な在留資格をあげています。例外もありますので、詳しくはお近くの入国管理局にお問い合わせください。

食品関係で雇用できる在留資格は？

○ウエイトレス、ウェイター、コンビニ等の店員として雇用する場合

永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、留学、家族滞在
※留学、家族滞在の方は資格外活動許可が必要です。

○調理師・コックとして雇用する場合

永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、技能
※調理師としての免許は別途必要です。

○ホステス、ホスト等風俗店の従業員として雇用する場合

永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者
※留学、家族滞在の方は資格外活動許可があっても雇用できません。また、興行では接客行為はできません。

製造関係で雇用できる在留資格は？

※留学、家族滞在の方は製造関係の業種で稼働することは可能ですが、必ず資格外活動許可が必要です。

○通訳や技術者として雇用する場合

永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、人文知識・国際業務、技術、留学、家族滞在
※通訳や技術者として稼働する者が、事務員等を兼務することは可能です。

○事務員等として雇用する場合

永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、留学、家族滞在

○工場等製造過程の作業員として雇用する場合

永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、留学、家族滞在

建設関係で雇用できる在留資格は？

※留学、家族滞在の方は建設関係の業種で稼働することは可能ですが、必ず資格外活動許可が必要です。

○建築現場などで作業員として雇用する場合

永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、留学、家族滞在

○事務員等として雇用する場合

永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、留学、家族滞在
※通訳や技術者として稼働する者が、事務員等を兼務することは可能です。

○配送等の運転士・作業員として雇用する場合

永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、留学、家族滞在
※車両等の運転には、それに応じた運転免許が必要です。

外国人を受け入れている所属機関の方へ



新しい在留管理制度の導入に伴い、外国人を受け入れている所属機関の方は、次の届出を行う必要があります。

●就労資格を有する中長期在留者に関する届出

中長期在留者のうち「技術」等の就労資格（「芸術」、「宗教」、「報道」、「技能実習」を除く。）をもって在留する方を受け入れている所属機関（雇用対策法に基づく外国人雇用状況の届出が義務付けられている機関は除く。）の方は、その中長期在留者の受入れを開始（雇用・役員就任等）又は終了（解雇・退職等）した場合には、**14日以内**に地方入国管理官署へ出向くか又は東京入国管理局への郵送により法務大臣に届け出てください。

●留学生に関する届出

中長期在留者のうち「留学」の在留資格をもって在留する留学生を受け入れている教育機関の方は、留学生の受入れを開始（入学・編入等）又は終了（卒業・退学等）した場合には、**14日以内**に地方入国管理官署へ出向くか又は東京入国管理局への郵送により法務大臣に届け出てください。

また、留学生を受け入れている教育機関の方は、毎年5月1日と11月1日における留学生の受入れ状況をそれぞれ14日以内に地方入国管理官署へ出向くか又は郵送により法務大臣に届け出てください。

雇用対策法に基づき、外国人を雇用している全ての事業主の方は、次の届出を行う必要があります。

●外国人の雇用状況に係る届出

全ての事業主は、外国人労働者（「特別永住者」の方及び「外交」、「公用」の在留資格をもって在留する方を除く。）の雇用又は離職の際に、当該外国人労働者の氏名、在留資格、在留期間等をハローワークに届け出なければなりません。

※アルバイト、パートの方や短期間のアルバイトの方についても届出は必要です。

届出を怠ったり、虚偽の届出を行った場合は...

30万円以下の罰金に処する。
（雇用対策法第38条第2項）

不法就労者を雇用するとどうなるの？

<不法就労助長罪>

3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。（改正入管法第73条の2）

働くことが認められていない外国人を雇った事業主やその雇用をあっせんした者は**3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金**、又はその併科となります。

外国人である事業主が不法就労助長行為を行うと退去強制の対象となります。

事業主の皆様へ

不法就労等を助長するような広告が掲載されているフリーペーパーが存在します。下記のような内容の広告が掲載されているフリーペーパーを発見した場合は、店頭等に置かないよう、ご協力をお願いします。

~ FREE PAPER ~

- ビザ不問
- 不法滞在
- 黒転白
- 偷渡可
- 簽證不問
- 密入国可
- 黒戸口転白

中長期在留者の各種変更手続きについて

外国人の雇用で困ったときは？



～市区町村での手続～

住居地の(変更)届出

●新たに来日された方など

出入国港で在留カードが交付された方(旅券に「在留カード後日交付」の記載がなされた方を含む。)又は在留資格変更許可等を受けて新たに中長期在留者となった方



●引越しをされた方

中長期在留者の方で、住居地を変更した方

➡ 新たに住居地を定めてから14日以内に住居地の市区町村に届出を行ってください。

～地方入国管理官署での手続～

住居地以外の(変更)届出

●氏名、生年月日、性別、国籍・地域の変更届出

結婚等により姓や国籍・地域等を変更した場合

●配偶者に関する届出

中長期在留者として「家族滞在」、「特定活動」、「日本人の配偶者等」又は「永住者の配偶者等」の在留資格をもって在留する方のうち、配偶者としての身分が在留資格の基礎になっている方が、配偶者と離婚又は死別した場合

●所属機関に関する届出

中長期在留者のうち「技術」等の在留資格(「芸術」、「宗教」及び「報道」を除く。)や「留学」等の学ぶ資格をもって在留する方が、雇用先や教育機関の名称変更、所在地変更、消滅、契約終了(離脱)、移籍(新たな契約締結)が生じた場合

➡ いずれの場合も14日以内に地方入国管理官署に出向くか又は東京入国管理局への郵送により法務大臣に届け出てください。

●在留カードの有効期間更新

●在留カードの再交付

➡ いずれの場合も地方入国管理官署で申請してください。

外国人の方の様々な問題やご相談は、次の問い合わせ先をご活用ください。

□外国人の雇用等に関する相談は

東京都ろうどう110番 (0570) 006110
新宿外国人雇用支援・指導センター (03) 3204-8609
東京外国人雇用サービスセンター (03) 3588-8639

□在留資格・ビザに関する問い合わせ先は

外国人在留総合インフォメーションセンター (0570) 013904
外国人総合相談支援センター (03) 3202-5535
<http://www.immi-moj.go.jp/info/onestop/pdf/soudan.pdf>

□資格外活動許可、手続についての問い合わせ先は

法務省入国管理局 (03) 3580-4111 (代)

□東京都の外国人相談は、「都民の声課」

英語 (03) 5320-7744
中国語 (03) 5320-7766
ハングル (03) 5320-7700

□雇用している外国人の文化や生活習慣等を理解したい、雇用している外国人が生活習慣の違いや日本語に悩んでいる等の相談は

しんじゅく多文化共生プラザ (03) 5291-5171

□不法滞在者に関する情報は、東京入国管理局又は最寄りの警察署へ連絡してください

東京入国管理局 (03) 5796-7256

□関連ホームページのご案内

法務省 (Ministry of Justice) <http://www.moj.go.jp>
入国管理局 (Immigration Bureau of Japan) <http://www.immi-moj.go.jp/>